

令和7年川南町教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年4月17日（木）午前9時～午前10時
- 2 会 場 川南町生涯学習センター2階 教育委員室
- 3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、本多京子委員、
内倉由美子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和7年川南町教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより内倉由美子委員を指名します。

○内倉委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しており

ますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。4月の報告事項でございます。主なものを報告します。1日に教職員辞令交付式を行いました。本年度は、初任者1名となっています。その後、教職員の着任式、校長会が行われました。8日に、学校運営協議会の委嘱状を交付しました。11日、12日は、小学校、中学校それぞれにおいて、入学式が行われました。教育委員の皆さま御参加ありがとうございました。14日付けで文化スポーツ係に任期付き職員が着任しましたので、辞令の交付を行いました。業務内容は、国スポに関する支援となります。15日、川南湿原の開園式が行われました。本日が教育委員会定例会になります。これから先については予定となりますが、22日に川南町文化財保護審議会。25日には、国スポの実行委員会が早速動き始めます。29日は町スポーツ少年団の入団式。30日は唐瀬原中学校の視察訪問を予定しています。5月の予定となります。1日に、臨時教育委員会並びに第1回総合教育会議を行う予定としています。8日が山本小学校の視察訪問。15日が東小の視察訪問。18日の日曜日が、唐瀬原中学校の体育大会となっています。29日に教育委員会の定例会を予定しています。私からは以上です。次に、教育課長お願いします。

○課長

1番目は令和7年4月1日現在の教育課組織についてです。表のとおりとなっております。

ります。教育施設系の瀬戸口係長と生涯学習係の中村係長、黒木主任主事が新たに加
わりました。

2 番目は、入学式出席者についてです。町長部局、教育委員会、町議会の出席者は
記載のとおりです。今後、総務課及び議会事務局とやり取りをして、このような一覧
表を作成し、各小中学校にお知らせします。

3 番目は、川南湿原開園式についてです。4 月 15 日（火）午前 9 時から町長、副
町長及び教育長の御出席のもと開催されました。開園期間は、11 月末までとなっ
ております。

4 番目は、スポーツ少年団入団式についてです。例年と同様に 4 月 29 日（火）に
農村環境改善センターにて開催されます。以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

よろしくお願いいたします。

令和 7 年度の各学校の加配・指定校等について昨年度より変更が生じたところを説明
いたします。川南小は通級指導教室が 2 から 3 学級へ増設されました。通山小に変更は
ありません。東小は環境教育推進校に指定されました。多賀小は小規模校支援加配が措
置されました。小規模校のデメリットを解消したり、緩和したりするための配置で 1 名
配置されました。町より、複式解消のための会計年度任用講師（町雇用）を 2 名へ追加
しました。3・4 年と 5・6 年です。山本小は自閉症・情緒障がい特別支援学級充実加

配が措置されました。自閉症・情緒障がい特別支援学級において、児童数が多かったり、対象児童が3学年以上にまたがったりする状況の学校に配置されるもので、よりきめ細かな教育の充実に資するためのものです。また、町より、複式解消のための会計年度任用講師は1名のまま、学年があがって4・5年となります。唐瀬原中も環境教育推進校に指定されました。また、通級指導教室が1から2学級へ増設されました。国光原中は中1学級編制弾力化加配が措置されました。これは、中学1年生の総児童数が36名から40名になる場合の措置で、よりきめ細かな教育の充実に資するためのものです。町より、第1学年における学級増のための会計年度任用講師を充てております。これは、国・県の示す基準では1学級相当である新1年生37名を、2つの学級に分けることで、よりきめ細かな指導・支援を行うことを通じて、学力の向上を目指すものです。

教育委員の皆様の年間計画案です。

4月30日（水）午前中に唐瀬原中学校の視察訪問が計画されております。詳しい計画などは今後G o o g l eカレンダーの説明欄やT e a m sにて古小路指導主事より連絡を差し上げます。なお、5月8日（木）の山本小学校、15日（木）の東小学校などの視察訪問なども同様にお知らせいたします。私からは以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

中学校の入学式においては、町教委から町議会議員は代表者一名の参加でお願いしたいと申し出があったと聞きましたが、小学校の入学式のように全員に参加してもらこと

はできないのでしょうか。

○課長

当初は、小学校も代表者一名でお願いをしました。理由は、学校側に負担を掛けないためです。しかし、議会側から全員輪番で毎年参加したいと要望があったところです。中学校については、参加数が多くなると学校への負担が心配されますので、御要望として承りまして、学校側と協議したいと思います。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

４月２９日にスポーツ少年団の入団式が予定されていますが、各種目の児童数が分かれば教えてください。

○課長

現時点で把握している団員数は、野球３４名、サッカー１１名、バレー１７名、柔道１４名、ソフトテニス２４名、ミニバス２７名、空手１４名です。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第４、報告第１号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号から4号及び7号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号から4号及び7号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求

めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第5号は、「川南町図書館協議会委員の解囑について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第5号は、川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例第13条第4項の規定により解囑するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報

告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第6号は、「川南町会計年度任用職員の任用について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第6号は、地方公務員法第22条の2の規定により次のとおり任用するものです。内容は、別紙記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求める

について」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第8号は、「川南町社会教育指導員の任命について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第8号は、川南町社会教育指導員設置規則第3条により、次のとおり任命するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

社会教育指導員は、研修を受けたり、免許等が必要だったりしますか。

○課長

免許等は不要ですが、規則で「常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得

に努めなければならない。」となっています。

○内倉委員

社会教育指導員の定数は何人ですか。

○課長

規則では3人以内となっていますが、ここ数年は2人体制で運営しています。それぞれ方に、主に、山茶花ふれあいの担当と高齢者教室の担当を担っていただいております。その他、幅広く生涯学習の講座を計画していただいております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第5号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第9号は、「川南町社会教育委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第9号は、川南町社会教育委員条例第2条の規定により、川南町社会教育委員を次のとおり委嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第9、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げ

ます。

報告第6号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第10号は、「令和7年度川南町共同学校事務室長及び副室長の任命について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第10号は、川南町共同学校事務室運営要綱第2条第3項の規定により、次のとおり任命するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○内倉委員

今回の任命は異動に伴うものですか。

○課長

このお二人は、異動はなく継続になりますが、任期が1年となっているため、毎年任命する必要があるものです。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第6号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第10、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第7号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第11号は、「川南町教育委員会職員の育児休業の承認について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第11号は、川南町教育委員会職員の育児休業を次のとおり承認するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

育児休業の期間には、定めがありますか。

○課長補佐

子が3歳に達する日までとなっていますので、最長3年間になります。

○内倉委員

川南町では、この職員が男性で初めて取得される方になりますか。

○課長補佐

これまで、複数人おります。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第11、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第8号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第12号は、「令和7年度川南町学校運営協議会委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第12号は、川南町学校運営協議会規則第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

この委員の方は、学校ごとに担当があるのでしょうか。

○課長

各学校に3名の委員を委嘱しています。名簿は、川南小から順に並んでいますので、御確認ください。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第12、報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第9号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第13号は、「辞令について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第13号は、次のとおり任期付任用職員を採用するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから報告第9号について、採決します。お諮りしま

す。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第13、議案第1号「川南町学校施設等長寿命化計画の策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町学校施設等長寿命化計画の策定について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町学校施設等長寿命化計画について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第7号の規定により、別紙のとおり定めるものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町学校施設等長寿命化計画の

策定について」は、原案のとおり可決されました。日程第１４、議案第２号「川南町学校施設バリアフリー化整備計画の策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第２号「川南町学校施設バリアフリー化整備計画の策定について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町学校施設バリアフリー化整備計画について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１項第７号の規定により、別紙のとおり定めるものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第２号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第２号「川南町学校施設バリアフリー化整備計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。日程第１５、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

○内倉委員

新年度が始まりましたが、不登校児等何か気になる事案は報告されていますか。

○教育対策監

今年度は、今のところ報告は挙がってきておりません。

○教育長

他に何かありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、5月29日としてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、5月29日木曜日午前9時半からに決定しました。これで、令和7年第4回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和7年5月23日

川南町教育委員会 教育長

平野 博康

川南町教育委員会 教育委員

内倉 由美子